

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道夕張郡長沼町

2 構造改革特別区域の名称

長沼町グリーン・ツーリズム特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道夕張郡長沼町の全域

4 構造改革特別区域の特性

長沼町は、石狩平野のほぼ中央部にあって札幌市から東に 32km の都市近郊に位置し、町域は東西に 15.5km、南北に 21.1km、総面積 168.36 k m²を有する人口約 12,700 人の町である。本町は北海道の空の玄関千歳市や恵庭市とも隣接しており、都市近郊型の田園地帯であるとともに道央の食料供給基地としての役割を担っている。

地勢は、町の東側約 2 割を南北に海拔 200m ~ 300m の馬追丘陵が連なっており、その他約 8 割は広大で平坦な石狩平野の田園地帯となっている。馬追丘陵には、近傍に高層な障害物がないところから自衛隊のレーダーサイトが設置されており、石狩平野の地平線に沈む雄大な夕日を望むことができ、晴れた日には日本海と太平洋が一望に見渡せることもある。

土地利用の状況は全体の 68.3%である 11,500ha が農用地となっている。

本町の農業は稲作を基幹として発展を図り、規模拡大による稲作専業経営が展開されてきた。しかし、30 年間続いてきた米の需給調整から現在では水田の約 6 割が転作田となっており、野菜を含めた多様な農産物が生産されている。また、馬追丘陵部を中心に観光牧場や酪農家が点在しており牧歌的な景観を作り出している。農家戸数は昭和 45 年の 1,881 戸から平成 14 年には 968 戸となり、49 ポイント減少した。農業従事者の平均年齢は 54.7 歳で、うち 60 歳以上の農業者が占める割合は 34.2%となっている。

農産物価格の低迷が続く中、農業従事者の高齢化や兼業化等により生産構造の脆弱化は急速に進行することが予測される。今後とも農業を産業基盤として生き残りを図るためには、生産者の法人化や集落営農の組織化に取り組み経営コストの低減を進める必要がある他、都市近郊に位置した立

地条件を最大限に活用した都市との共生・対流を積極的に進めることが重要な課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

長沼町の農業者はこれまで稲作農業を基幹産業としながらも、一方で多額の転作奨励金に依存し、その生活を維持してきた。今後とも、プロ農家（担い手農家）については、米改革による各種施策の追い風により農地の集積を更に進め土地利用型大規模経営によるコストの低減を図り、その経営基盤を確固たるものにすると考えられる。しかし、農耕地 10ha 未満の国内・国際競争力も乏しく、深刻な後継者問題にも悩まされている一般の中小農家は数年の内に離農せざるを得ない経営状況に追い込まれることは必至となっている。

こうした背景において、最後の「地域おこし」として、残された中小農家の生き残り方策として、又は高齢者・女性の生き甲斐対策としてのグリーン・ツーリズムの振興は地域にとって必要不可欠な事業となっている。

現在、長沼町では農産物の直売所（共同・個人）や観光農園などの取り組みが小規模ながら行なわれ、生産者と都市住民との交流による生産・販売を核としたグリーン・ツーリズムの基礎となる環境は形成されている。

しかし、長沼町にグリーン・ツーリズムが紹介されてからほぼ 10 年が経過し、行政を中心にグリーン・ツーリズム関係の各種計画が立案され農業関係機関等を含む応援団は数多くなったが、肝心の農家民宿の取り組みは殆んど進んでいないのが現状である。

同特区計画により農家民宿の開設などを核とするグリーン・ツーリズム推進に向けた農家等の取り組みを発展させ、都市に向かって開かれた地域づくりが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

同特区計画は、「地域にある資源を、地域の人々自らの創意工夫で保全し、継承し、新しく開発し、それらを多くの人々に提供する。」ことを目指し、都市住民や修学旅行生等を対象とした「農家民宿事業」と食育を含めた農作業体験による「都市との共生・対流事業」を核としたグリーン・ツーリズム事業を展開することにより、イメージアップはもとより、地域資源の掘り起こしと幅広い経済効果へとつなげることを目標として、実施するものである。

- (1) 「農家民宿事業」を強力に推進するため、各農家と膝詰めの対話による直接的な働きかけを行い事業の啓蒙を積極的に進めることにより、民宿という都市との交流拠点を確保する。事業の立上げ時は、ホスト農家の負担を軽減するため一泊・朝食のみを提供するヨーロッパ型の「B & B (Bed and Breakfast) 事業」からスタートし、講習会によるスキルアップを経て二泊三日・朝夕食提供の「修学旅行生受入事業」への展開を目指す。また、同事業実施により農産物直送契約などによる農家所得の向上。更には、郷土料理・郷土芸能・イベントの事業化、来訪者の芸術活動・地域内消費活動など、総合的・複合的な経済効果による農業の高付加価値化を図る。
- (2) 「都市との共生・対流事業」は、農産物を生産・収穫する喜びを都市の消費者に知ってもらうため年数回の農作業体験を行なう「エコ・シューマー事業」と食育フィールドを子供達に提供する「総合学習生徒受入事業」を実施することにより、長沼型グリーン・ツーリズムを推進するものである。また、同事業と既存の温泉・ファームレストラン・民間の観光牧場等の各観光施設を有機的に結合させ既存資源の再活用を図り、農業体験や農産物加工体験を通じ、食と農の重要性や農村がもつ心のやすらぎの提供を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特性を活かした都市との交流促進

長沼町には道央圏から数多くの観光客（年間約 90 万人）が訪れているが、その大半は町営の温泉・パークゴルフ場、民間の観光牧場等における短時間・単一施設型の観光であるため、町全体に及ぼす経済効果は大きいとは言えない。

現在、町内には地区別に 6 ヶ所の農産物直売所が整備されており、年間の販売額は約 4 億円となっている。また、年間 6 万人が訪れるファームレストランやイチゴ・りんごなどの観光農園等の施設がある他、昨年 5 月には札幌市内の中学生約 500 人が今後推進すべき交流事業の一環として「総合的な学習」による田植作業を体験した。しかし、それら施設に訪れる都市住民等からは、より農業のもつ魅力を直接体験できるよう長沼町の農家と交流のできる条件整備が強く求められている。一方、良好な環境や地理的優位性により従前から陶芸・絵画・木工芸・彫刻等に取り組むアーティストが離農した農家住宅をアトリエとして活動している。その中には、観光客を対象に予約制度による陶芸や木工芸などの体験を提供するアーティストも存在する。（平成 16 年 1 月現在：14 人）

今後これらリゾート型とは異なる観光資源等を「農家民宿事業」を核に農産物加工体験も含め有機的に結び付けることによりメニュー化し、ホテルや旅館ではできない滞在型の交流事業を進める。

また同時に、道央圏に位置する地理的に優位な条件を活用し、都市の消費者や子供達に「自ら食する物を自ら育てる喜び」を体験してもらうため、年に数度の農作業を体験してもらう「エコ・シューマー事業」や「総合学習生徒受入事業」により、農村と都市との共生・対流を進める。

これら事業における滞在型体験活動の拠点として「農家民宿事業」の段階的な事業展開を図ることが重要である。「気軽に・気ままに・気さくに」を合言葉に「カジュアル・ツーリズム」を目指し、来る人・受け入れる人の心理的・経済的負担を軽減する一宿一飯の「B & B (Bed and Breakfast) 事業」からスタートする。

これら各種事業により、農業農村への理解を深めるとともに地元農産物の消費拡大など新たな『アグリビジネス』として定着させ、町民と顔見知りのファンやリピーターを確保し、一大集客産業として発展させることで、長沼町経済全体の構造改革が可能となる。

交流者数 現状約 500 人 目標...平成 20 年度 5,000 人

農家民宿 現状 0 戸 目標...平成 16 年度 60 戸 平成 20 年度 100 戸

事業効果

都市消費者による農村評価（スローフード・スローライフ）の高まり

異業種間（農業・観光）での事業実施による総合的経済効果

朝採り野菜等の栽培面積の増加

アスパラガス：6 畝 18 畝

農産物の販路拡大

直売・宅配の更なる増加が見込める

JA 共選所等出荷と比較し、所得増加が見込める

宿泊料の収入増加

交流者数 目標 5,000 人の 1/5 の 1,000 人が宿泊すると予想し、1 人 @2,000 円で 2,000,000 円の収入増加

ファームレストランの収入増加

交流者数 目標 5,000 人の 2/5 の 2,000 人が B & B、又は日帰り型の農業体験をすると予想し、1 人 @1,500 円で 3,000,000 円の収入増加

(2) 環境にやさしい農業の推進

農業生産活動に伴う環境への負荷を極力軽減し、本来農業が持つ自然循環機能を一層発揮することにより、安全安心の農産物消費を求める消費者の志向に合せた、「エコ・ファーマー」や北海道の行なっている「イエス・クリーン」等減農薬・減化学肥料の農業生産の取り組みを支援する。

安全で安心な農産物に対する消費者の期待は高まっており、土づくりや減農薬農法の推進など、町内農家の安全な農産物生産への意識が高まり、生産者の顔が見える安全で安心な農産物を消費者へ提供する体制が整備される。

(3) 女性や高齢者の社会参画の推進

生産者であり消費者である女性の視点から農作業体験や加工体験の指導、高齢者の持つ熟練した技を生かした農村体験指導など、都市消費者との交流により女性と高齢者のやりがいと生きがいにつながり、女性と高齢者の社会参画による町づくりが推進される。

【長沼町観光入込み客数の推移と目標】

(単位：人)

観光施設等	年度					
	H10	H11	H12	H13	H14	H20 (目標)
ハイジ牧場	185,427	174,353	174,290	181,384	182,869	195,000
マオイゴルフリゾート	47,616	49,900	41,447	39,969	32,443	34,000
ながぬま温泉	321,954	315,776	349,761	373,302	367,631	391,000
マオイオートランド	15,954	15,387	13,836	12,190	11,493	12,000
マオイの丘公園 (ファームレストラン・ 直売所)	114,273	122,323	114,836	122,488	123,695	131,000
長沼スキー場	110,746	94,319	97,751	88,891	85,956	91,000
パークゴルフ場(5箇所)	68,435	98,303	99,792	119,371	132,267	141,000
グリーン・ツーリズム						5,000
合 計	864,405	870,361	891,713	937,595	936,354	1,000,000

8 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーン・ツーリズム推進組織の整備

長沼型グリーン・ツーリズム事業のリーダーシップを発揮しつつ、事業の立上げ・PR・支援を行なうため町内各関係団体の代表者から組織される「長沼町グリーン・ツーリズム審議会」を設置する。

また、事業を円滑に推進させるため受入農家による「長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会」を設置する。

(2) 農家民宿事業の展開

B & B (Bed and Breakfast) 事業

本町のグリーン・ツーリズム事業の推進においては、段階的な事業実施によるファームインを目指す。事業スタート時は、過剰な設備投資は避け、既存住宅の空き部屋を補修して、またはそのまま利用して、朝食と宿泊のサービス提供のみを行なう。

宿泊客のニーズに応じ、ファームレストランや温泉、観光牧場、時には地域のイベントを紹介することにより、ホスト農家に過度な負担をかけず、料金値上げやサービス競争をしないで、地域全体の経済波及効果につなげていくものである。

修学旅行生受入事業

現在、修学旅行実施基準の緩和や改正が徐々に進む中で、体験学習重視の修学旅行に取り組む学校が増加している。町内に広く民宿実施希望の農業者を募集し、メニューの設定により、2泊3日程度の農業体験学習を実施する。また、既存の農業関連施設（研究施設・観光牧場・ファームレストラン等）の利用についても検討する。

(3) 都市との共生・対流事業

エコ・シューマー事業

事業名の「エコ・シューマー」の「エコ」は、エコロジー（生態学）から、環境にやさしいもの、配慮したものの象徴として広く親しまれ

ている。また、「シューマー」はコンシューマー（消費者）に由来しており、都市の消費者の方々に環境に配慮した「安全・安心のマイ・フードづくり」という食育のフィールドを提供することにより、地域農業をサポートしてもらうことを目的として実施する。

具体的には、都市にある企業・団体の職員・各種グループ（約15名程度の集団）により、研修事業の一環等として1年間一定面積の田において、数度の農作業を実施し、自分達の「お米」（健康米）づくりを実践・体験してもらうものである。

通常、田の維持管理は農業者が行なうこととし、参加団体は費用を負担することで、生産された「お米」を成果品として受け取ることができ、かつ最低保証の実施も行なう。

総合学習生徒受入事業

道央圏の児童・生徒に「総合的な学習」として、食育をテーマに日帰り型の農作業体験（田植え・稲刈り）・農産物加工体験（豆腐・バター）等を実施する。子供達自らが学び自らが考えるなどの「生きる力」を育成するものである。

（４）新山村振興等農林漁業特別対策事業

都市消費者等と農家との交流を進め、農業農村への理解を得る中で、農産物の消費拡大につなげていく必要がある。このため、農林水産省所管の国庫補助事業を活用して、平成18年度において各事業参加者が使用できる「体験交流・農産物加工施設」を建設する。

(5) 長沼町グリーン・ツーリズム特区における主な農業体験メニュー

りんごいっぱいコース(9月~10月)	現地集合・説明会 リンゴ狩り 昼食(町内ファームステーションにて) 収穫したリンゴを使ってアップルパイづくりにチャレンジ! 試食会(自分たちの手でつくったアップルパイ) 農産物直売所にてお買い物 解散
手打ちうどんコース(7月)	現地集合・説明会 小麦収穫体験 スタッフが事前に収穫した小麦を使ってうどん打ち体験 試食会(自分たちで打ったうどん) 農産物直売所にてお買い物 ながぬま温泉にて入浴 マオイ丘陵展望台にて日本海に沈む夕日鑑賞(雨天中止) 解散(収穫した小麦は、後日製粉し宅配にてご自宅に)
田植え・稲刈りコース(5月・9月)	(5月) 現地集合・説明会 田植え体験 昼食(町内ファームステーションにて) 田植え体験(稲作について学ぼう!) ながぬま温泉にて入浴 農産物直売所にてお買い物 マオイ丘陵展望台にて沈む夕日鑑賞(雨天中止) 解散 (9月) 現地集合・説明会 稲刈り体験(5月に自分達で田植えした稲) スタッフが事前に収穫した新米のオニギリと長沼ジンギスカンで昼食 稲刈り体験(精米にチャレンジ!) ながぬま温泉にて入浴 解散(収穫した米は、後日精米し宅配にてご自宅に)
乳しぼり体験コース(4月~10月)	現地集合・説明会 民間観光牧場にて乳しぼり体験(搾りたての牛乳を味わう) 子牛への授乳体験 乗馬体験 昼食(採れたて新鮮野菜と長沼ジンギスカン) バター加工体験 試食会(自分たちの手でつくったバター) 農産物直売所にてお買い物 解散
イモ堀体験コース(9月)	現地集合・説明会 体験農園にてイモ堀り体験 昼食(新じゃがと長沼ジンギスカン) ポテト料理にチャレンジ! 解散
自然散策山菜狩りコース(5月・9月)	現地集合・説明会 馬追山自然の森遊歩道を歩きながら山菜採り(遊歩道入り口で馬追名水を手) 長官山展望台で長沼町を眺望(マオイ名水で渴いたのどをうるおす) ながぬま温泉にて入浴(アイスクリーム食味) 夕食(採れたての山菜料理) 解散

そば打ち体験コース (9月～3月)	現地集合・説明会 スタッフが事前に収穫したそばを使ってそば打ち体験 試食会(自分たちで打ったそば) ながぬま温泉にて入浴 農産物直売所にてお買い物 解散
ハスカップ狩り体験コース(7月～8月)	現地集合・説明会 ハスカップ狩り 昼食(町内ファームストアにて) 収穫したハスカップを使ってジャムづくりにチャレンジ! 試食会(自分たちの手でつくったジャム) 農産物直売所にてお買い物 解散
陶芸体験コース (1月～12月)	現地集合・説明会 陶芸作り体験 昼食(町内ファームストアにて) 陶芸作り体験 農産物直売所にてお買い物 解散
門松作り体験コース (12月)	現地集合・説明会 門松作り体験 昼食(町内ファームストアにて) 門松作り体験 ながぬま温泉にて入浴 解散

別紙（特定事業番号407）

1 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長沼町内の農家で、農家民宿を営もうとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、都市農村交流事業（主として都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験、その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

近年のふるさと志向や自然志向の中で、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、事業実施に際しての農家の負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置について前記ガイドラインが適用され、農家民宿事業者の負担が軽減されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置の適用は不可欠である。

（2）要件適合性を認めた根拠

（ア）誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること、農家民宿等の外に避難した者が、

当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること、農家民宿等において、その従事者が、宿泊者に対して避難口等の案内を行うこととしていること、の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

本特区で申請する主体すべてにおいて、各客室から直接外部に容易に避難できる間取りになっている、廊下等を通ることで、民宿の開口部から3メートルよりもさらに奥を通って安全に避難できる、農家民宿等の従業員が宿泊者への避難口の案内を行うものであり、要件を全て満たしている。

(イ) 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」を満たしていること、客室が10室以下であること、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されること、の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

本特区で申請する主体すべてにおいて、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」の要件を満たしている、客室が10室以下である、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること、が通報内容として明示されているものであり、要件を全て満たしている。